

## びわこ大津草津景観推進協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、大津市と草津市が広域的な観点から良好な景観の保全及び形成を図り、並びに景観を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、両市が共同して景観基本計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会は、びわこ大津草津景観推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (構成)

第3条 協議会は、大津市及び草津市（以下「関係市」という。）をもって構成する。

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域的な景観の保全及び形成に係る景観基本計画の策定に関する事務
- (2) 第1条に規定する連絡調整に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

### (組織)

第5条 協議会は、会長及び委員8人以内をもって組織する。

### (会長)

第6条 会長は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 2 会長の任期は、1年とする。
- 3 会長は、非常勤とする。

### (副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 2 副会長の任期は、1年とする。
- 3 副会長は、会長以外の関係市の長である委員をもって充てる。

### (委員)

第8条 委員は、会長以外の関係市の長及び関係市の景観行政を所管する部局の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長選出市に置く。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、会議の招集を請求することができる。

この場合において、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、会長が会議に諮って定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。